

# 熊本県公報

第 1 1 7 0 1 号  
平成 20 年 6 月 2 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 熊本県テレビジョン難視聴対策事業費補助金交付要項を廃止する要項(情報企画課) 1
- 道路の区域変更(道路保全課) 1
- 生活環境保全施設等整備資金融資制度の廃止(環境保全課) 2
- 生活排水処理施設整備資金融資制度の廃止( " ) 2
- 河川の公用廃止(河川課) 2
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更(障害者支援総室) 2
- " ( " ) 2

**公 告**

- 保安林内立木伐採限度面積の公表(森林保全課) 3

**登 載 依 頼**

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(人事委員会) 4

**正 誤**

- 平成 20 年 3 月 14 日熊本県告示第 196 号(公有水面埋立免許の出願)中(漁港漁場整備課) 4
- 平成 20 年 5 月 21 日熊本県告示第 501 号(公有水面埋立免許の出願)中( " ) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 541 号

熊本県テレビジョン難視聴対策事業費補助金交付要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県テレビジョン難視聴対策事業費補助金交付要項を廃止する要項  
熊本県テレビジョン難視聴対策事業費補助金交付要項(昭和 55 年 10 月 9 日熊本県告示第 805 号)は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

### 熊本県告示第 542 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 6 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本山鹿自 転車道線	鹿本郡植木町大字鑑田字梅木町 1335 番 2 地先から 同所 1335 番 2 地先まで	前	9.6 ～ 17.4	70.0	道路法第 24 条工事
			後	3.8 ～ 4.8		

## 2 区域を変更する期日 平成 20 年 6 月 2 日

**熊本県告示第 543 号**

熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要項を廃止する要項  
熊本県生活環境保全施設等整備資金融資あっせん要項(平成 5 年 7 月 30 日告示第 630 号)  
は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

**熊本県告示第 544 号**

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項を廃止する要項を次のように定める。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項を廃止する要項  
熊本県生活排水処理施設整備資金融資あっせん要項(平成 15 年 6 月 27 日告示第 696 号)  
は、廃止する。

附 則

この要項は、告示の日から適用する。

**熊本県告示第 545 号**

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県宇城地域振興局土木課に備え置いて縦覧に供する。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称  
二級河川大野川水系明神川
- 2 廃川敷地が生じた年月日  
平成 20 年 6 月 2 日
- 3 廃川敷地の位置  
宇城市松橋町松橋字東原 1849 番 1 地先から  
宇城市松橋町松橋字東原 1852 番 1 地先まで
- 4 廃川敷地の面積  
10.10 平方メートル

**熊本県告示第 546 号**

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会 荒尾社協ヘルパーステーション 居宅介護及び重度訪問介護	主たる事務所の所在地及び事業所の所在地	荒尾市荒尾 283 番地	荒尾市下井手 193 番地 1	平成 20 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 547 号**

障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターさくらんぼ 居宅介護及び重度訪問介護	事業所の所在地	荒尾市川登 1795-3	荒尾市増永 2896-5	平成 20 年 4 月 14 日

## 公 告

## 熊本県公告第 401 号

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 20 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 2 回分としての森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 20 年 6 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度）

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 （ヘクタール）
白川・菊池川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	772.10
	菊池川土砂流出防備保安林	107.41
	菊池川保健保安林	30.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	655.69
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	34.66
	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	102.02
	小国地区土砂流出防備保安林	15.93
	大野川水源かん養保安林	77.30
	大野川土砂流出防備保安林	13.78
	熊本市干害防備保安林	1.98
	植木町干害防備保安林	5.47
	山鹿市干害防備保安林	2.01
	白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	五ヶ瀬川水源かん養保安林
五ヶ瀬川土砂流出防備保安林		7.04
緑川土砂流出防備保安林		106.54
緑川地域森林計画区	緑川水源かん養保安林	777.69
	宇城地区水源かん養保安林	202.10
	宇城地区土砂流出防備保安林	10.85
球磨川地域森林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1,149.41
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	26.65
	氷川五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	401.30
	城南地区土砂流出防備保安林	84.85
	球磨地区水源かん養保安林	4,173.79
	球磨地区土砂流出防備保安林	511.82
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30

天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	334.36
	天草地区土砂流出防備保安林	118.81
	天草地区保健保安林	62.10

**登 載 依 頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 20 年 6 月 2 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 32 号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の項職名の欄中「総務課課長補佐 行政係長 文書法制係長 人事研修係長」を「総務課課長補佐 総務法制係長 人事研修係長」に改め、同表大津町の項中

町長部局(会計課を含む。)		会計管理者 課長 子育て支援室長 審議員 総務課課長補佐 行政係長 人事秘書係長 人事秘書係の参事、主 査及び主事
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 審議員 校長 教頭 校長 教頭

を

町長部局(会計課を含む。)		会計管理者 部長 課長 審議員 総 務課課長補佐 行政係長 人事秘書係 長 人事秘書係の参事、主査及び主事
教育委員会	事務局 図書館 公民館 中学校 小学校	教育長 部長 課長 審議員 館長 館長 校長 教頭 校長 教頭

に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**正 誤**

平成 20 年 3 月 14 日熊本県告示第 196 号（公有水面埋立免許の出願）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	57	桑子崎	桑小崎
10	45	桑子崎	桑小崎

平成 20 年 5 月 21 日熊本県告示第 501 号（公有水面埋立免許の出願）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	65	漁港施設用地、公園緑地用地	漁港施設用地